

（仮称）地域共生ステーション整備運営事業 その他の質問・意見への回答

- ・（仮称）地域共生ステーション整備運営事業に関するその他の質問・意見への回答を公表します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和 7 年 6 月 4 日
高槻市

■その他の質問・意見 一覧

No.	頁	大項目	中項目	項目名	質問・意見内容	回答
1				要求水準書(案)に対する意見No.14	要求水準書(案)に対する意見No.14にて本事業の範囲には「大規模修繕」は含まれないとのご回答でしたが、当該「大規模修繕」の定義をお示し願います。	大規模修繕は以下の修繕・更新に係る行為を指すものとします。 (建築): 建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。 (電気): 機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。 (機械): 機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。 ※1 経年劣化に伴う機器等修繕が短期間に連続的に実施された場合であっても、「大規模修繕」とは取り扱わず、部分的な「修繕」として扱う。 ※2 修繕対象機器等の一種類について、機器数量が1基(台)もしくは少数である機器等の全数の更新は「全面的な更新」ではなく、部分的な「修繕」として扱う。